

千寿の里 入所案内

●入所対象者

- ・おおむね65歳以上のお年寄りで、常時介護が必要な方
- ・要介護認定1～5の方
- ・要支援、自立の方は入所できません

※ 入所中に要支援、自立となった場合は退所となります。

※ 入所中に状態がよくなり、在宅復帰できそうな方はご家族と相談の上、検討させていただきます。

- ・健康上、治療の必要なく、通院の必要のない方

※ 入所中に通院が必要となった場合には、ご家族に協力していただく場合があります。

●入所中の医療について

- ・週1回、嘱託医の瑞浪病院の先生により、診察します
- ・状態が急変した場合、東濃厚生病院、土岐総合病院へ搬送します
- ・入院が3ヶ月以上となった場合には、退所となります
- ・食事が摂取できなく、点滴が常時必要となった場合には退所となります
(経管栄養・胃ろう栄養者入居不可)
- ・入院となった場合は、家族の協力が必要となります

●ご家族の方へ

- ・施設に入所した場合、環境が変わりご本人も緊張していると思います。出来る限り面会をお願いします
- ・外泊、外出は自由です。事前にわかれば早めに施設に連絡ください

入所にあたって(持ち物)

- | | |
|--|------------------------------|
| ★健康保険証 | ★普段着 4～5組 |
| ★福祉医療費受給者証 | ★パジャマ 3組(毎日、起床・就寝時に着替えを行うため) |
| ★後期高齢者医療被保険者証 | ★フェイスタオル3～4枚 |
| ★介護保険証 | ★バスタオル4枚 |
| ★各種減額認定症 | ★歯ブラシ、コップ |
| ★身体障害者手帳 | ★室内シューズ |
| | ★電気カミソリ(男性のみ) |
| | ★テレビ(必要な方) 1日50円かかります |
| | ★電気毛布(必要な方) 1日100円かかります |
| ★印鑑 本人の印鑑 (入居後、施設で保管)
家族の印鑑 (契約時に必要) | |
| ★利用料金一口座引き換えでお願いします。
銀行口座番号の分かるものと銀行届出印をお持ち下さい。 | |



従来型個室

	要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険対象サービス	基本介護サービス費	¥5,770	¥6,470	¥7,190	¥7,890	¥8,580
	栄養マネジメント加算	¥140				
	看護体制加算(Ⅰ)口	¥40				
	看護体制加算(Ⅱ)口	¥80				
	日常生活継続支援加算	¥230				
	夜勤職員配置加算Ⅰ2	¥130				
	個別機能訓練加算	¥120				
	口腔機能維持管理体制加算(月単位)	¥300				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	¥160	¥180	¥200	¥220	¥230
		上記により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数				
上記の内、自己負担(1割)	¥668	¥740	¥814	¥886	¥956	
その他のサービス	食事代	¥1,380				
	居住費	¥1,150				
	日常生活用品費	¥150				
	1日利用料金	¥3,348	¥3,420	¥3,494	¥3,566	¥3,606
	1ヶ月(30日)利用料金	¥100,440	¥102,600	¥104,820	¥106,980	¥108,180

多床室

	要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険対象サービス	基本介護サービス費	¥6,300	¥6,990	¥7,700	¥8,390	¥9,070
	栄養マネジメント加算	¥140				
	看護体制加算(Ⅰ)口	¥40				
	看護体制加算(Ⅱ)口	¥80				
	日常生活継続支援加算	¥230				
	夜勤職員配置加算Ⅰ2	¥130				
	個別機能訓練加算	¥120				
	口腔機能維持管理加算(月単位)	¥300				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	¥180	¥190	¥210	¥230	¥250
		上記により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数				
自己負担(1割)	¥723	¥793	¥866	¥937	¥1,007	
その他のサービス	食事代	¥1,380				
	居住費	¥320				
	日常生活用品費	¥150				
	1日利用料金	¥2,573	¥2,643	¥2,716	¥2,787	¥2,857
	1ヶ月(30日)利用料金	¥77,190	¥79,290	¥81,480	¥83,610	¥85,710

	従来型個室	多床室	食費
基準費用額	1,150円	320円	1,380円
第3段階	820円	320円	650円
第2段階	420円	320円	390円
第1段階	320円	0円	300円

※世帯の年収に応じて上記のような減額を受けることができます

詳しくは、市役所へお問い合わせください